

大仙市結婚新生活支援事業補助金 Q&A

Q1 婚姻届提出前でも申請ができますか？

A 婚姻届の提出・受理後でなければ申請できません。申請時、婚姻日がわかる書類(戸籍謄本や婚姻証明書等)を提出していただきます。

Q2 大仙市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか？

A 申請時点で、要件を全て満たしていれば対象となります。

Q3 再婚の場合は対象になりますか？

A 対象となります。ただし、夫婦のいずれかが過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある場合(他の自治体での補助を含む)は対象外となります。

Q4 申請時点で40歳になりますが、対象となりますか？

A 婚姻日時点で39歳以下であれば、対象となります。

Q5 婚姻日における年齢はどのように確認しますか？

A 戸籍謄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、**誕生日の前日に年齢が加算されます**ので、ご注意ください。

Q6 所得とは何を指しますか？

A 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。個人に複数の所得がある場合(例:給与収入と一時所得など)はこれらを合算します。

・給与所得者の場合: 1年間(令和5年中)の給与等の収入金額－給与所得控除額

・自営業者の場合: 1年間(令和5年中)の売上金額－必要経費

申請時、令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村が発行する「令和6年度所得(課税)証明書」を提出していただきます。令和6年度所得証明書は令和5年1月～12月の所得を証明するものです。証明書の発行には手数料がかかりますので、事前に源泉徴収票等で所得額を確認することをおすすめします。

ただし、所得(課税)証明書の代わりに源泉徴収票等を提出することはできません。

Q7 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか？

A 所得証明書の期間と同一期間です(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)。

Q8 補助上限額に達するまで、複数回申請することはできますか？

A 上限額に達しない場合であっても、申請は1回限りとなります。

Q9 大仙市に転入したばかりですが、納税(完納)証明書は必要ですか？

A 令和6年1月1日以降に転入された方は、転入前の市区町村分と大仙市分、2通必要です。

Q10 滞納がないことをどのように証明すればよいですか？

A 証明日現在で、納期限が到来している市区町村税に未納がないこと(完納)が証明されている納税証明書を取得してください。市区町村によっては、「完納証明書」という場合もあります。

また、市区町村によって完納証明書の発行を行っていない場合や、非課税のため証明書が発行できない等という場合は、別途ご相談ください。

Q11 婚姻前から賃借している物件に、婚姻前から同居している場合、補助の対象となりますか？

A 補助対象となる費用は、原則、婚姻後に生じた費用です。ただし、**賃貸借契約書等の入居者欄に「婚約者」と記載があるなど、婚姻を機に同居していることが確認できる場合**のみ、婚姻前に生じた費用から対象となります。

(例①)夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居した場合

⇒**賃貸借契約が変更されているなど、婚姻を機とした同居であることが確認できる場合**は、同居日から対象となります。

※当該日が令和6年4月1日より前の場合は、令和6年4月1日から。

(例②)婚姻前から同居しており、婚姻後も同じ物件に居住する場合

⇒**婚姻日から遡って1年以内に賃貸借契約しており、かつ、婚姻を機とした同居であることが確認できる場合**は、同居日から対象となります。

※当該日が令和6年4月1日より前の場合は、令和6年4月1日から。

Q12 夫婦のいずれかの親族(親など)が同居する場合も補助の対象となりますか？

A 対象となります。ただし、住宅取得や賃借のための契約名義が、夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q13 リフォームを行う住宅が、夫婦以外の所有者となっている場合は対象となりますか？

A 夫婦が所有者であることは要しませんが、夫婦のいずれかの住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q14 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか？

A 対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用ではないことを確認してください。

Q15 補助要件に「他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと」とありますが、具体的にどのような補助制度がありますか？

A 下記の補助制度(主な制度)との併用はできません。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別、かつ工期が別である場合は併用可能です。

下記以外の補助制度については、別途ご相談ください。

- ・(市)大仙市移住者住宅取得支援事業補助金
- ・(市)大仙市移住者向け若者・子育て世帯家賃支援事業補助金
- ・(市)だいせん暮らし応援事業支援金
- ・(市)大仙市住宅リフォーム支援事業補助金
- ・(県)あきた安全安心住まい推進事業関係補助金
- ・(国)こどもみらい住宅支援事業
- ・(国)地域型住宅グリーン事業
- ・(国)ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・(国)戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2 化促進事業
- ・(国)こどもエコすまい支援事業
- ・(国)長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・(国)住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・(国)次世代省エネ建材支援事業
- ・(国)既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・(国)住宅エコリフォーム推進事業
- ・(国)住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・(国)高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・(国)住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業